

試験機関審査基準（B類）

14都市建企第458号
平成15年3月31日決定
25都市建企第786号
平成26年2月28日改正
29都市建企第1337号
平成30年3月30日改正

第1 総則

この基準は、「建築物の工事における試験及び検査に関する東京都取扱要綱」（昭和61年6月18日付61都市建調第185号制定、平成26年2月28日付25都市建企第784号改正。以下「要綱」という。）第4条第2項の規定に基づく試験機関（以下「B類試験機関」という。）を要綱第12条第3項の規定に基づき登録する場合の判定に必要な事項を定めたものである。

第2 審査基準

B類試験機関は次の1及び2の基準に適合しなければならない。また、試験を実施する場所（以下「試験所」という。）が複数存在する場合は試験所ごとに以下の基準に適合していなければならない。ただし、知事が別に認める場合においてはこの限りでない。

1 敷地条件等

- (1) 試験所の所在地は、東京都内又は東京都境から10キロメートル以内であること。
- (2) B類試験機関及び試験所（以下「試験機関等」という。）の敷地及び建築物は原則として、建築基準法施行令（昭和25年11月6日政令第338号）第9条にいう建築基準関係規定の規定に適合していること。
- (3) B類試験機関はコンクリートの圧縮強度試験及び鉄筋の引張試験を受託していること。
- (4) 試験機関等の用地及び施設は、所有又は賃貸借になっていること。賃貸借となっている場合についての契約先は、原則として試験業務と関連のあるレディーミクストコンクリート生産者及びそのレディーミクストコンクリート生産に関する業者並びに鉄筋継手加工業者、鉄筋加工業者並びにその他鉄筋生産に関連する業者、その他試験結果に関し利害の影響を受ける業者（以下「生産加工業者等」という。）並びに建設業者（建設業法に基づく建設業者をいう。）、要綱第4条第2項第3号に規定する代行業者（以下「代行業者」という。）との契約になっていないこと。
- (5) 試験機関等は主な設備を所有していること。

2 判定基準

B類試験機関は、試験の対象となる工事に関して公正な立場を保持するために、その存在と運営について次に掲げる条件を備えていなければならない。

2-1 組織

- (1) 民法その他の法律に基づく法人であること。
- (2) 株式会社等の場合、役員等が生産加工業者等及び建設業者（建設業法に基づく建設業者をいう。）から独立しており、次の各号を満たしていること。
 - ア 生産加工業者等及び建設業者の代表取締役、取締役、監査役及び社員（以下「生産業者取締役等」という。）が主な株主となっていないこと。
 - イ B類試験機関の代表取締役、取締役、監査役及び社員（以下「試験機関取締役等」という。）は生産加工業者等及び建設業者の生産業者取締役等の取締役等でないこと。
 - ウ B類試験機関の取締役等は、原則として建設業者（建設業法に基づく建設業者をいう。）又は設計事務所の代表取締役、取締役、監査役及び社員を兼任していないこと。ただし、次に掲げる条件に適合することで、建設又は設計の業務が試験業務の公正性に影響を及ぼさない場合は、この限りではない。
 - (ア) 試験の業務を行う部署と建設又は設計の業務を行う部署が組織的に独立していること。

- (イ) その機関が建設又は設計に係わった建築物並びに工作物に係る試験を行わないこと。
- (3) B類試験機関は原則として代行業者の業務（以下「代行業」という。）を営むことができない。ただし、試験部門と代行業部門が組織上及び業務上独立していると認められる場合はこの限りでない。この場合の組織上及び業務上独立していることとは試験部門の管理者及び試験技術者並びに試験実務担当者が代行業部門と兼職又は兼任していない状態をいい、かつ、2-2(14)に規定する状態をいう。
- (4) 試験機関として経営状態が安定していること。

2-2 試験業務の管理

- (1) J I S A1108及びJ I S Z2241による試験の手順等を示した技術管理基準規定等を定め、これを職員に遵守させていること。
- (2) 次の各号に規定する管理者等の権限及び責任体制を、組織管理規程等により明確にし、これを職員に遵守させていること。

ア 管理者

- (ア) 高度の技術レベルを維持するため、管理技術者、試験技術者及び試験実務担当者に対する教育と訓練を、継続的に実施していなければならない。
- (イ) 不具合が発生した場合、その原因を調査し、直ちに改善の措置を講じていなければならない。

イ 管理技術者

- (ア) 高度の技術レベルを維持するため、試験技術者及び試験実務担当者に対する教育と訓練を、継続的に実施していなければならない。
- (イ) 試験について、次に掲げる事項を実施することができる広範な知識と経験を有し試験に関して総括的な責任を負う者
 - a 試験の計画と実施（試験仕様書及び試験要領書の作成）
 - b 判定基準の決定
 - c 試験に関する総合判定
 - d 試験成績書又は報告書の作成

ウ 試験技術者

試験について、次に掲げる事項を実施することができる高度の知識と経験を有し、かつ、指導者としての能力を有する者

- (ア) 試験の計画と実施（試験仕様書及び試験要領書の作成）
- (イ) 関連規格の解釈
- (ウ) 作業手順の立案
- (エ) 試験実務担当者の指導
- (オ) 装置使用上必要な校正
- (カ) 試験作業の実施
- (キ) 試験結果の解読及び分類並びに合否判定
- (ク) 試験成績書又は試験報告書の作成及び承認

エ 試験実務担当者

試験について、試験技術者の指導の下に、次に掲げる事項を適切に実施できる者

- (ア) 試験作業の実施
- (イ) 試験結果の解読及び分類
- (ウ) 試験成績書又は試験報告書の作成
- (3) 試験が検査の目的に照らし、適正なものであることを確認していること。このときの試験において、適正な試験であることが確認できない場合は、試験を保留し、工事監理者又は工事施工者に対し速やかに連絡し、内容について確認していること。
- (4) 試験業務が遅滞なく行われていること。
- (5) 試験の結果が不合格であった場合又は異常が認められた場合には、工事監理者又は工事施工者に対し速やかに通知し、内容について確認していること。
- (6) 試験の結果が不合格である場合又は異常が認められた場合の処置として次の各号が建築主、工事監理者及び工事施工者に対し説明できる体制となっていること。

- ア 総合的な判断を行った者
 - イ 供試体の性状及び試験時の状況
 - ウ 試験所での養生期間中の平均気温及び供試体の平均養生温度
 - エ 試験所での封かん養生期間中の供試体保管状況
- (7) 他の試験所で不合格が生じた試験の再試験を原則として受託していないこと。
 - (8) 試験結果が組織的に管理されており、改ざん等できないようになっていること。
 - (9) 試験結果の改ざん等、職員の不正行為に対する罰則規定を文書等により定め、これを厳正に適用していること。
 - (10) 不合格となった試験結果について速やかに知事が別に定める書式により、当該工事にかかわる建築物を建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第4項又は同法第6条の2第1項に基づき確認した建築主事等に報告していること。また、このときの確認が指定確認検査機関において確認したものにあっては、併せて東京都の区域内の特定行政庁に報告していること。
 - (11) 前号の報告について知事が求めたときに知事へ報告できる体制となっていること。
 - (12) 試験依頼者から試験業務に関する質問等があった場合、当該試験業務に関して責任をもって対応できる体制となっていること。
 - (13) 要綱第4条第2項第3項に基づく代行業者について、以下の基準を標準とした審査基準を定め選定し試験業務を行っていること。

代行業者の審査基準

ア 代行業者の組織等

- (ア) 生産加工業者等及びB類試験機関から独立した経営を営む法人であること。この独立した経営を営むとは、原則として以下の条件を満足していること。ただし、(イ)の場合についてはこの限りでない。
 - a 生産加工業者等及びB類試験機関並びに建設業者（主たる業務がコンクリート供試体等の採取試験業務である建設業者を除く。b、cにおいても同じ。）からの所有株が20パーセントを超えていないこと。
 - b 代表者が生産加工業者等及びB類試験機関並びに建設業者からの出向となっていないこと。
 - c 生産加工業者等及びB類試験機関並びに建設業者からの役員の割合が1/5を超えないこと。
- (イ) B類試験機関が代行業を営んでいる場合、試験部門から組織上及び業務上独立していること。この場合の組織上及び業務上独立していることとは、試験部門の管理技術者及び試験技術者並びに試験実務担当者が代行業部門と兼職又は兼任していない状態をいい、かつ、2-2(14)に規定する状態をいう。

(ウ) 採取技術者等

- a 原則として、財団法人、公益財団法人、一般財団法人、社団法人、公益社団法人又は一般社団法人等（以下、「公益法人等」という。）によるコンクリート採取に関する試験技能者の資格を有する専任の採取実務担当者が3名以上常勤していること。
上記の資格者のうち2名は、JASS5に規定する高流動コンクリート及び高強度コンクリート（以下「高強度・高流動コンクリート」という。）採取に関する試験技能者で、JASS5 T-603と、高強度コンクリートの実物によるスランプフロー試験及び試験に用いる機材の点検に係る知識と技能の保有が確認されていること。なお、高強度・高流動コンクリート採取に関する試験技能者が1名の場合は、他の1名はコンクリート技士（主任技士を含む）の資格を有していること。
- b 前項に記載した資格者のうちいずれかの者は、公益法人等が行う建築材料の試験・検査に関する研修等で知事が認めたものを受講した年度の翌年度の開始の日から起算して3年が経過していない者であること。
- c 事務担当者が1名以上勤務していること。

(エ) 用地、施設及び設備機器

用地及び施設は、業務を行うに当たり支障のない面積を有していること。このときの面

積等は以下の基準を標準とする。

- a 用地：75平方メートル以上
- b 施設：30平方メートル以上（作業面積）
- c 業務全般を正確に実施できる必要な設備機器を有していること。このときの設備機器は以下の基準を標準とする。

高強度コンクリート採取試験器具一式2セット以上、運搬車輛、一輪車、スコップ、ハンドスコップ、突き棒、木槌、金ごて、湿布、スランプコーン、スランプ用測定検尺、80センチメートル以上の水密性鋼性平板（板厚3ミリメートル以上）、80センチメートル以上の平板用水平台（水準器付）、75センチメートル以上のスランプフロー値測定可能なノギス又はメジャー（1ミリメートルまで読取可能なもの）、ストップウォッチ

（0.1秒まで読取可能なもの）、エアメータ、定規、エアメータ用水平台、圧縮強度試験用型枠（27個）、塩化物含有量測定器（単位水量160kg/m³以下でも測定可能なもの）1台以上、単位水量測定装置一式（現場で測定可能なもの）1セット以上、標準養生水槽1立方メートル以上、研磨装置1台以上

なお、このときの設備機器は、精度を常に保持するよう整備・校正及び保管されていること。

(オ) 業務運営

業務上扱う工事用材料の試験に関するJIS規格、各種仕様書等の最新版を常に所有していること。この所有すべき標準は、以下のとおりとする。

JIS規格

- 1) JIS A1115 フレッシュコンクリートの試料採取方法
- 2) JIS A1101 コンクリートのスランプ試験方法
- 3) JIS A1150 コンクリートのスランプフロー試験方法
- 4) JIS A1128 フレッシュコンクリートの空気量の圧力による試験方法（空気室圧力法）
- 5) JIS A1132 コンクリートの強度試験用供試体の作り方
- 6) JIS A1156 フレッシュコンクリートの温度測定
- 7) JIS A5308 レディーミクストコンクリート

(カ) 各種仕様書

- a 建築工事標準仕様書・同解説 JASS5 鉄筋コンクリート工事
（一般社団法人 日本建築学会）
- b 建築工事施工計画等の報告と建築材料試験の実務手引
（公益財団法人 東京都防災・建築まちづくりセンター）
- c 正確かつ公正に業務が実施できるように定められた作業手順書（採取手順、供試体管理手順等）を有し、それに従って業務を実施していること。
- d 業務を正確かつ公正に行うよう職員に対し、教育及び指導を行っていること。
- e 業務の責任体制が明確で、苦情処理が適切に行える組織にしていること。
- f 不正行為の罰則規定が定められていること。
- g 採取料金が適正であり、かつ、明示されていること。

(キ) 記録

- a 業務実施記録を整備し、5年以上保管していること。
- b 設備機器の整備、校正の記録が5年以上保管されていること。
- c 教育及び指導の記録が5年以上保管されていること。
- d 資格取得証明書等を保管していること。

(14) B類試験機関が代行業務を営んでいる場合、高強度コンクリートの試験に係る代行業務に当たっては、「試験機関審査基準（B類）」に適合した他の機関を利用していること。

(15) 構造体コンクリートの判定基準強度の確認

高強度コンクリートの試験を受託する場合、次に掲げる事項を実施していること。

ア 試験を受託する場合、試験依頼書に工事監理者及び工事施工者によって確認された設計基準強度及び判定基準強度が正しく記載されていることを確認し受託していること。このとき

の確認していることとは、構造体コンクリートが、J I S A5308に規定されているもの以外の場合は、法第37条第2号に基づく国土交通大臣の認定による判定基準強度が正しく記載されているかを工事監理者及び工事施工者に確認し試験を実施していること。

イ J I S A5308に適合するコンクリートのうち、設計基準強度が $36\text{N}/\text{mm}^2$ を超えるコンクリートの場合、J A S S 5に規定する構造体コンクリートの補正值等の値が正しく判定基準強度に反映されているかを工事監理者並びに工事施工者に確認し試験を実施していること。

2-3 管理者等の条件

B類試験機関は、試験を正確かつ公正に実施するために、管理者等は次に掲げる条件を備えている者でなくてはならない。なお、次の(1)から(4)に掲げる者は、試験機関、要綱第8条の規定に基づく検査機関で、平成12年建設省告示第1463号第2項各号、第3項各号並びに第4項各号の規定に基づく鉄筋の継手の性能を確認する外観検査、超音波探傷検査及び超音波測定検査を行う検査機関（以下「鉄筋継手検査機関」という。）の業務以外の業務を兼ねることができない。

(1) 管理者

ア 他の業種、部門と兼職又は兼任していないこと。このときの管理者は(2)に定める管理技術者及び要綱第4条第1項の規定に基づく試験機関（以下「A類試験機関」という。）の管理者と兼任することができる。

(2) 管理技術者（2名以上）

ア 年間200日以上 of 常勤者

イ 下記の資格を有し、かつ、公益法人等が行う建築材料の試験・検査に関する研修等で知事が認めたものを修了した者で、研修等を受講した年度の翌年度の開始の日から起算して3年が経過していない者。このときの管理技術者は、A類試験機関の管理技術者と兼任することができる。

(ア) 一級建築士又は技術士（建設部門のうち鋼構造コンクリートに限る）（1名以上）

(イ) コンクリート主任技士（1名以上）

ただし、(ア)及び(イ)に掲げる資格の両方を取得した者がいる場合は、1名以上とすることができる。

(3) 試験技術者（2名以上）

ア 年間200日以上 of 常勤者

イ 下記のいずれかの資格を有し、かつ公益法人等が行う建築材料の試験・検査に関する研修等で知事が認めたものを修了した者で、研修等を受講した年度の翌年度の開始の日から起算して3年が経過していない者。このときの試験技術者は、A類試験機関の試験技術者、鉄筋継手検査機関の検査技術者と兼任することができる。ただし、鉄筋継手検査機関の検査技術者との兼任は、鉄筋継手検査機関との兼任をしていない試験技術者が他に2名以上いる場合に限る。

(ア) 建築士（木造建築士を除く）

(イ) コンクリート技士

(ウ) 建築施工管理技士

(エ) その他、上記に準じるもの

(4) 試験実務担当者（2名以上）

ア 年間200日以上 of 常勤者

イ 公益法人等が行う建築材料の試験・検査に関する研修等で知事が認めたものを修了した者で、研修等を受講した年度の翌年度の開始の日から起算して3年が経過していない者。このときの試験実務担当者は、A類試験機関、鉄筋継手検査機関の実務担当者として兼任することができる。ただし、鉄筋継手検査機関の検査実務担当者との兼任は、兼任をしていない試験実務担当者が2名以上いる場合に限る。

(5) 事務担当者（2名以上）

ア 年間200日以上 of 常勤者。このときの事務担当者は、A類試験機関事務担当者として兼任することができる。ただし、業務上支障のない場合は1名とすることができる。

2-4 用地、施設等

B類試験機関の用地及び施設は、原則として次の各号に適合していること。

- ア 用地は道路に面しており300平方メートル以上であること。
- イ 試験室作業面積は100平方メートル以上であること。
- ウ 事務作業面積は35平方メートル以上であること。
- エ 駐車場面積は普通自動車2台以上駐車可能であること。
- オ 廃材置場は10平方メートル以上であること。なお、このときの廃材は産業物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づき適正に処理を行い、その記録を15年以上保存（電子データを可とする。）すること。

2-5 設備、機器等

試験機関は、受託する試験の項目に応じて、次に掲げる必要な設備等を有していること。このときの設備機器等は、A類試験機関の設備機器等と兼用することができる。

(1) コンクリート

- ア 1,000キロニュートン以上の圧縮試験機が1台以上あること（万能試験機可）。なお、このときの試験機は、年1回以上の校正が行われ校正ラベルが貼られており、かつ、日常点検記録があること。
- イ 2,000キロニュートン以上の圧縮試験機が1台以上あること（万能試験機不可）。なお、このときの試験機は、年1回以上の校正が行われ校正ラベルが貼られており、かつ、日常点検記録があること。
- ウ 屋外養生水槽が有効深さ1メートル以下で3立方メートル以上あり、かつ、日常温度記録を整理していること。
- エ 標準養生水槽が有効深さ1メートル以下で5立方メートル以上の恒温装置付きのものがあり、かつ、温度記録を整理していること。
- オ 封かん養生供試体保管場所が5平方メートル以上あること。
- カ 下記の機器が1台又は1セットあること。
 - (ア) コンクリートカッター（φ1センチメートル切断可能）
 - (イ) 研磨装置（φ10センチメートル端面処理）
 - (ウ) リバウンド（シュミット）ハンマー（テストアンビル付き）
 - (エ) キャッピング装置

(2) 金属材料（鉄筋）引張試験等

- ア 原則2,000キロニュートン以上の引張試験機が1台以上あること。なお、このときの試験機は、年1回以上の校正が行われ校正ラベルが貼られており、かつ、日常点検記録があること。
- イ 曲げ試験装置（D38まで可能）が1台以上あること。（引張試験機と兼用可）なお、このときの試験機は日常点検記録があること。
- ウ 鉄筋カッター（D38まで加工が可能）が1台以上あること。

(3) その他

- ア 下記の寸法測定器があること。
 - (ア) ノギス（30センチメートル以上）
 - (イ) マイクロメーター
- イ 6キログラムまで可能な直示天秤等の質量測定器があること。

2-6 試験業務技術基準及び業務の執行体制等

B類試験機関は、業務の執行体制について、次に掲げる条件を備えていること。

- (1) 試験体取扱いに関する試験体管理要領を定めていること。この要領には以下の主旨が記載されていること。
 - ア 受入れた試験体は、個々に識別できる表示を行い、指定された条件で試験時まで安全に保管する旨。
- (2) 2-3管理者等の条件に規定された職員に関する教育訓練規程を定めており、記録も保管していること。この規程には以下の主旨が記載されていること。
 - ア 教育訓練に関する年間計画の作成
 - イ 最新の知識・技術等に対応できる教育訓練
 - ウ 外部の研修会、講習会、講演会への参加
- (3) 2-5設備・機器等に規定されている設備機器等は、以下に示す管理台帳、取扱要領及び

点検方法が個々に定められていること。また、その記録も保管していること。

- ア 試験設備機器管理台帳
 - イ 試験設備機器取扱要領
 - ウ 定期点検方法（年1回以上の定期点検が行われ校正ラベルが貼られていること。）
 - エ 日常使用時点検方法
- (4) 試験業務に関する法令、規格、基準、仕様書等は、常に最新の状態で管理すること。
- (5) 個々の試験方法ごとに関連規格等に整合した試験作業手順が定められていること。また、この試験作業手順は、試験実務担当者が容易に利用できる状態にしておくこと。
- (6) 試験作業手順のうち、高強度コンクリート圧縮強度試験方法については、以下の主旨が記載されていること。
- ア 判定基準強度又は呼び強度に適した試験機及び予想最大荷重に適した試験機の選定
 - イ 試験機の球面座に関する形状、潤滑剤等の注意事項
 - ウ 供試体の破壊状況の観察
- (7) 試験機における球面座は以下の事項が満たされていること。
- ア 載荷後には回転が拘束されていること。
 - イ 圧縮試験終了後に、対角線破壊、曲げ破壊又は端部欠落破壊が生じた場合には、球面座の形状及び球面座に塗られた潤滑剤の種類を調べ、樽状破壊を示すように球面座及び潤滑剤を交換していること。
- (8) 試験の苦情に関して苦情処理規程が定められていること。また、その記録を保管していること。
- (9) 試験成績書が、知事が別に定める様式を標準としたものになっていること。また、文書管理規定等により、試験成績書又は試験報告書が15年以上保存（試験機関の管理者がパスワードを設定し、保存後変更できない媒体により管理する電子データを可とする。）されるよう文書化されていること。
- (10) 試験料金表があり、これを公表していること。

附則

- 1 この審査基準は、平成15年5月1日から施行する。
- 2 以下に掲げる事項については平成18年3月31日まで緩和することができる。
 - (1) 2-2(13)ア(エ)①に定めるもののうち資格に関する事項
 - (2) 2-4(1)アイウオに定める事項
 - (3) 2-5(2)アに定める事項
- 3 以下に掲げる事項については平成17年3月31日まで緩和することができる。
 - (1) 2-2(13)ア(オ)③1)に定めるもののうち、単位水量測定装置一式
- 4 以下に掲げる事項については平成16年3月31日までに緩和することができる。
 - (1) 2-3(2)に定めるもののうち資格要件に関する事項
 - (2) 2-5(1)エに定める事項

附則

この審査基準は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第2の2-2(13)の代行業者の審査基準ア(ウ) bは平成27年4月1日から施行する。

附則

この審査基準は、平成30年4月1日から施行する。